

放射線管理手帳に関する Q & A

(事業者用)

改訂履歴

令和3年 6月21日 (新規制定)

令和5年 3月28日 (マイナンバーカードの取扱いに関する改訂、その他所要の見直し)

令和6年11月21日 (RI 施設等で従事する作業者の放管手帳に関する質問追加)

令和8年 6月 1日 (放射線管理手帳 運用要領・記入要領改訂に伴う見直し)

公益財団法人 放射線影響協会

放射線従事者中央登録センター

はじめに

放射線管理手帳の運用方法や記入の仕方については、株式会社通商産業研究社から冊子として販売されている「放射線管理手帳 運用要領・記入要領」に定められています。ここでは実務に当たって当協会への問い合わせの多いものについてQ&A形式で記載しましたので、先述の冊子と併せてご利用頂ければ幸いです。

このQ&A集で用いている用語・略語の定義は、次のとおりとしていますので、予めご承知置き下さい。

- (1) 「**放管手帳**」は、「放射線管理手帳」の略語として使用しています。これは、作業者の放射線管理を的確に実施するために、全国統一して使用する目的で放射線従事者中央登録センターが制定したものです。（一部原子力事業者で、当センターの承認の下、異なる様式の手帳を運用している場合もあります。）
- (2) 「**手帳発行申請書**」は、「放射線管理手帳発行等申請書」の略語として使用しています。これは、後述の手帳発効機関に対し、**放管手帳**の新規発行・継続発行・（紛失等）再発行や、合併、変更（訂正）等の申請をする場合に使用するものです。
- (3) 「**要領**」は、「放射線管理手帳 運用要領・記入要領」の略語として使用しています。ここでの記載は令和8年6月1日から適用となった第14版に拠ります。
- (4) 「**事業者**」は、「労働安全衛生法」上の事業者のことを言います。ただし、これ以外で作業者に対する放射線に関わる労働安全衛生の責任を有する者も含まれます。
- (5) 「**手帳発効機関**」は、放射線業務従事者中央登録センターが認定した**放管手帳**の発行業務及びその関連業務を行う事業者をいいます。
- (6) 「**継続発行**」は、**放管手帳**の記入欄の何れかが一杯になったため、これに継続して新しい手帳を発行することをいいます。
- (7) 「**再発行**」は、**放管手帳**の棄損や紛失のため、新しい手帳を発行することをいいます。
- (8) 「**合併**」とは、**放管手帳**の紛失のため再発行したが、後に紛失した手帳が発見されたため、現在使用中の手帳と発見された手帳を統合することをいいます。

なお、放管手帳、手帳発効申請書は、「放射線管理手帳 運用要領・記入要領」と同様に株式会社通商産業研究社 (<http://www.tsken.com/> TEL: 03-3401-6370) にて販売されています。

目 次

1. 放管手帳の発行について	1
1-1 新規発行について	1
Q 1 : 放管手帳を入手したいがどうすればよいですか。	1
Q 2 : 放管手帳は、R I 施設で作業する場合も発行が必要ですか。	2
Q 3 : 事業者ですが、放管手帳はどこに申し込めば作ってもらえますか。	2
Q 4 : 出向社員（または派遣社員）の手帳発行申請は出向元（または派遣元）がする ののですか。それとも出向先（または派遣先）がするののですか。	2
Q 5 : 私はいわゆる一人親方ですが、手帳の発行申請は自分が申請者でよいです か。	2
Q 6 : 放管手帳の発行までの期間、料金について教えてください。	2
Q 7 : 外国人は原子力発電所（または除染事業）で作業できますか。外国人に放管 手帳を発行してもよいですか。	2
1-2 手帳発行申請書について	2
Q 8 : 事業者が本人確認を行う際、運転免許証では本籍が確認できません。「放射 線管理手帳発行等申請書」に記入する「日本人・外国人区分」を本人申告によ り記載することでよろしいですか。	2
Q 9 : 在日韓国人で外国人登録証明書には韓国名と日本名があり、国籍は韓国にな っています。この場合、どちらの名前で「放射線管理手帳発行等申請書」の申 請を行えばよいですか。また、日本名で登録した場合は、日本人・外国人区分は どちらになるのですか。	3
Q 10 : 本人を確認する公的資料には氏名のフリガナがありません。フリガナはどの ように確認すればよいですか。	3
1-3 公的資料について	3
Q 11 : 運転免許証以外に公的資料として使用できるものを教えてください。	3
Q 12 : マイナンバーカードは、手帳発行申請時の公的資料として使用できますか。	4
Q 13 : 原本確認証明書は原則カラーコピーとのことですが、白黒コピーでもよいで すか。	4
Q 14 : パソコンに運転免許証の画像を取り込んで原本確認証明書を作成してもよい ですか。	4
1-4 継続発行、再発行、合併、個人識別登録統合について	4
Q 15 : 放管手帳の継続発行または再発行をしたいがどうすればよいですか。	4
Q 16 : G 欄が 3 月中旬でいっぱいになってしまいました。継続発行した新手帳の G 欄には今年度分を書き写さなければいけないのですか。	4
Q 17 : 放管手帳の継続発行を申請したいのですが、手帳発効機関から、継続発行す るには放管手帳の記入漏れを埋めて欲しいと言われました。前の雇用事業者の 記入漏れまで当社が責任を持つ必要があるのですか。	4
Q 18 : 放管手帳の継続発行申請をしたいのですが、今の放管手帳が何冊目かわかり ません。どうすればよいですか。	5
Q 19 : 手帳の再発行申請をしたいのですが、H 欄の教育歴が再記入できないので、 もう一度教育が必要と言われましたが、必要ですか。	5
Q 20 : 再発行後に前の手帳が出てきました。昔の記録がたくさん記入されている前 の手帳を使いたいのですが、可能ですか。	5

Q21：同じ人が、昔異なった中央登録番号をもって働いていたことが分かりました。昔の番号にも線量登録があり、今の手帳も取得して2年ほど経っています。どうしたらよいですか。.....	5
1-5 移行発行、旧様式手帳の取扱いについて	5
Q22：昔、青手帳を持って原子力発電所で働いたことがあります。また、原子力発電所で働くことになりました。手帳の再発行手続きを教えてください。.....	5
Q23：かなり以前の放管手帳を持っているのですが、何年前の手帳なら今でも使用できますか。.....	5
2. 放管手帳の記入について	6
2-1 放管手帳の「A. 個人識別項目」	6
Q24：漢字氏名を簡易な字体を用いて記入してもよいですか。.....	6
Q25：放管手帳の氏名に使い慣れた「通称名」を使用できますか。.....	6
Q26：結婚等で姓が変更になった場合の変更手続きについて教えてください。.....	6
Q27：放管手帳の姓を「旧姓」で発行することはできますか。.....	7
Q28：結婚して姓が変わりました。放管手帳は「旧姓」のまま使用したいので何もせずそのまま使用を続けてよいですか。.....	7
Q29：外国人で姓(ファミリーネーム)がない場合はどうしたらよいですか。.....	7
Q30：外国人の名前を英字で記入すると30文字くらいになるのですが、どうしたらよいですか。.....	7
Q31：放管手帳に貼る写真が眼帯(または茶髪、ピアス)をしているのですが、問題ありませんか。.....	8
2-2 放管手帳の「B. 放射線管理手帳の発行歴」	8
Q32：B欄は事業者で記入する必要があるのでしょうか。.....	8
Q33：指定緊急作業従事者であった場合の放管手帳の記入確認について教えてください。.....	8
2-3 放管手帳の「C. 個人識別項目の変更」	8
Q34：C欄は事業者で記入する必要があるのでしょうか。.....	8
2-4 放管手帳の「D. 個人異動経歴」	8
Q35：継続発行または再発行時に、以前に働いていた会社の異動経歴も記入する必要がありますか。.....	8
Q36：派遣、出向時の記入の仕方について教えてください。.....	9
Q37：除染の作業員は、何回も雇用主を変えている者がいますが、これではD欄がすぐに一杯になってしまいます。どうしたらよいですか。.....	9
2-5 放管手帳の「E. 被ばく前歴」	9
Q38：「a. 本手帳発行前年度までの個人線量の記録」記入の仕方がわからないので教えてください。.....	9
Q39：事業者ですが、雇用した作業員の前歴が不明なので、どうすればよいですか。.....	10
Q40：E欄から緊急作業線量記入欄がなくなりましたが、緊急作業線量はどうすればわかりますか。.....	10
Q41：手帳の継続発行の際の、「E. 被ばく前歴」の「a. 本手帳発行前年度までの個人線量の記録」欄の記入方法について教えてください。要領では、平成元年度以降、手帳発行前年度末までの個人線量を記入する際、上段に放射線業務の開始	

年月日を記入することになっていますが、放射線業務開始年月日とは、G欄の測定期間年月日ですか。それとも、指定日ですか。	10
Q42：令和8年4月2日に継続発行する場合、G欄の3月の線量が4月20日にならないと確定しません。この場合、E欄の令和7年度の実効線量を記入することができません。どのようにしたらよいですか。	11
2-6 放管手帳の「F. 健康診断および事業者による従事者指定・解除」	12
Q43：指定日、解除日には何を記入すればよいですか。	12
Q44：健康診断で再検査となった場合の記入は、どのようにすればよいですか。	12
Q45：年度の途中で放管手帳を継続発行した場合、当該年度の4月1日に有効な記録を転記することになりますが、旧手帳で指定した責任者が既に異動で在籍していない場合にはどうすればよいですか。	12
Q46：出向社員の場合、事業者による従事者指定および指定解除、電離健康診断は出向元、出向先のどちらが行えばよいですか。	12
Q47：派遣労働者の場合、事業者による従事者指定および指定解除、電離健康診断は派遣元、派遣先のどちらが行えばよいですか。	12
Q48：「F. 健康診断および事業者による従事者指定・解除」欄の検査項目の、A、BとC、Dを別々の日に受診している場合、「指定・解除」の指定年月日はどちらの行の検査項目に合わせたらよいですか。	13
Q49：新しく入社した会社での従事者指定時の健康診断が前所属会社で実施した同一健康診断結果を採用している場合には、改めて記載を省略できる運用を認めてよいですか。	13
2-7 放管手帳の「G. 被ばく歴および原子力施設での従事者指定・解除」	13
Q50：手帳発効機関から出力された経歴照会の結果以外の被ばく線量（登録管理制度の参加施設以外で受けた被ばく線量）については、放管手帳に記入しなくもよいですか。	13
Q51：G欄の線量の記入ミスをしてしまいました。事業者が勝手に直してもよいですか。	13
Q52：外国の原子力発電所で実施した放射線作業を、手帳にはどのように記入したらよいですか。	14
Q53：外国の原子力発電所で受けた線量は、登録管理制度に登録できますか。	14
Q54：除染電離則には、水晶体等価線量の評価を義務付けていません。なぜ、放管手帳には除染業務での水晶体等価線量を記入する必要があるのですか。	14
Q55：同一人が同時期に複数の原子力発電所に従事することはできますか。	14
Q56：同一人が同時期に除染業務と原子力発電所に従事することはできますか。	15
Q57：原子力施設の従事者指定の解除時に、WBC、Bio、計算の3種類の測定方法を用いて内部被ばくの測定を行いました。手帳には測定を実施したすべての検査結果を記入するのですか。ただし、最終的には計算法を用いて実効線量を算出しています。	15
2-8 放管手帳の「H. 放射線防護教育歴」	15
Q58：放射線防護教育は何年間有効なのですか。	15
3. 放管手帳の返却に関するについて	15
Q59：放管手帳を退職者に返却したいが、連絡がつかない場合どうしたらよいですか。	15
Q60：手帳の保管は、事業者が行うことにしていますが、手帳の所有権はだれにあるのですか。	15

4. 放管手帳の閉鎖に関することについて	15
Q61：社員が退職することになりました。手帳の閉鎖はどのようにすればよいですか。	15
Q62：社員が亡くなりました。手帳の閉鎖はどのようにすればよいですか。閉鎖した手帳はどう処理したらよいですか。	15
5. 放管手帳の訂正について	16
Q63：記入すべき記録を抜かして記入してしまいました。どうすればよいですか。	16
Q64：手帳発行の際に、A欄の記入を間違っていました。訂正すればよいですか。	16
Q65：作業員のA欄の生年月日が間違っていることが判明しました。どうしたらよいですか。	16
Q66：手帳の表紙の氏名欄に、シールで名前を作成し貼付してある手帳がありました。また、そのシールは全体が赤色で文字色が黒色でしたが、特に問題ありませんか。	16

1. 放管手帳の発行について

1-1 新規発行について

Q1：放管手帳を入手したいがどうすればよいですか。

A1：放管手帳の発行申請の概要を以下に示します。詳しくは発行を依頼する手帳発効機関にご相談ください。手帳発効機関が分からない場合には、当協会 放射線業務従事者中央登録センター 手帳管理課までお問合せください。

(TEL：03-5295-1788)

<放管手帳発行申請の概要>

①「放管手帳」、「手帳発行申請書」を(株)通商産業研究社から購入してください。

↓

②運転免許証と同じサイズ(縦 3.0cm×横 2.4cm)の証明写真を 2 枚準備してください。(写真の注意点についてはQ31)を参照してください。

↓

③放管手帳の「A. 個人識別項目」(1 ページ) および手帳発行申請書(4 枚綴り)に必要事項を記入し①で準備した証明写真を貼付けてください。「本人の同意」については、本人に手帳発行申請書の裏面の記載内容を理解させたうえで、必ず本人に署名捺印させてください。(手帳発行申請書は、2 枚目に写真を貼付けします)新規発行についての詳細は、要領(P12~P19、P52~P65)を参照してください。新規発行以外についての詳細は、要領(P30~P35、P52~P65)を参照してください。

↓

④「公的資料」または「公的資料の原本確認証明書」の準備

公的資料とは、国または地方自治体(またはその機関)が発行したもので、原則として写真付公的資料(運転免許証、旅券(パスポート)、特別永住者証明書など)です。写真付公的資料がない場合には、住民票(発行日から3か月以内)と資格確認書など、異なる2種類の提出が必要となります。

運転免許証等で公的資料の原本を提出できない場合またはマイナンバーカード(個人番号カード)を使用する場合には、「公的資料の原本確認証明書*」を使用して公的資料の1次コピーを取ります。運転免許証の場合で、姓が変更された場合等、裏面に現姓が追記されている場合には、表面と裏面の2通を作成します。公的資料の原本を提出できる場合にはそのまま原本を提出します。詳細は、要領(P16、P17)を参照してください。

*：「公的資料の原本確認証明書」は、作業者の公的資料のコピーが原本に相違ないことを事業者が証明するもので、当協会のホームページから印刷するか手帳発効機関から入手してください。

↓

⑤作成した「放管手帳」「手帳発行申請書」および「公的資料」または「公的資料の原本確認証明書」を持参し手帳発効機関に申請してください。

Q 2 : 放管手帳は、R I 施設で作業する場合も発行が必要ですか。

A 2 : RI 施設等でのみ従事する作業員については、放管手帳の発行はできません。

放管手帳は原子力施設の被ばく線量登録管理制度に基づいて運用しているもので、原子力施設に従事する作業員を対象としたものです。なお、東電福島原発事故後においては、原子力施設での使用に加えて、除染特別地域内で行われる除染等業務でも放管手帳を運用することとなり、これに従事する作業員にも発行が必要です。

Q 3 : 事業者ですが、放管手帳はどこに申し込めば作ってもらえますか。

A 3 : 放管手帳の発行は、手帳発効機関に申請します。近隣の手帳発効機関の紹介を希望する事業者は、当協会手帳管理課までお問合せください。

(TEL : 03-5295-1788)

Q 4 : 出向社員（または派遣社員）の手帳発行申請は出向元（または派遣元）がするのですか。それとも出向先（または派遣先）がするのですか。

A 4 : 出向社員（または派遣社員）の手帳の発行申請は出向元（または派遣元）、出向先（派遣先）どちらの事業者でも発行申請することができます。

Q 5 : 私はいわゆる一人親方ですが、手帳の発行申請は自分が申請者でよいですか。

A 5 : 法人登記や開業届を行っていること、または一人親方労災保険組合に加入していることにより、ご自身が事業主であることが確認できる場合には、自分で自分の手帳発行申請ができます。

Q 6 : 放管手帳の発行までの期間、料金について教えてください。

A 6 : 放管手帳の発行までに要する期間、料金については、発行申請する手帳発効機関に直接ご確認ください。

Q 7 : 外国人は原子力発電所（または除染事業）で作業できますか。外国人に放管手帳を発行してもよいですか。

A 7 : 就労できるかについては、出入国在留管理庁（平成 31 年 4 月 1 日入国管理法改正により発足）に確認してください。就労が可能である場合には放管手帳を発行することはできます。

1-2 手帳発行申請書について

Q 8 : 事業者が本人確認を行う際、運転免許証では本籍が確認できません。「放射線管理手帳発行等申請書」に記入する「日本人・外国人区分」を本人申告により記載することによろしいですか。

A 8 : 運転免許証で本人を確認する際、読み取り装置が無いと本籍を確認することができません。従って、運転免許証による本人確認の場合は、本人が本籍を承知しているはずですから、本人申告により「日本人・外国人区分」を確認して記載してください。

Q 9 : 在日韓国人で外国人登録証明書には韓国名と日本名があり、国籍は韓国になっています。この場合、どちらの名前で「放射線管理手帳発行等申請書」の申請を行えばよいですか。また、日本名で登録した場合は、日本人・外国人区分はどちらになるのですか。

A 9 : 氏名については、本人の希望（申告）する方で申請書に記入してください。また、日本人・外国人区分は、公的資料等により確認することになっているため、この場合、申請書の外国人（コード80）に丸印を付けて下さい。

Q10 : 本人を確認する公的資料には氏名のフリガナがありません。フリガナはどのように確認すればよいですか。

A10 : 直接本人によく確認してください。2025年5月26日から改正戸籍法の施行により戸籍にフリガナが登録され、戸籍の記載事項証明書にフリガナが表示されるようになりましたが、同証明書を取り寄せて確認する必要はありません。

1-3 公的資料について

Q11 : 運転免許証以外に公的資料として使用できるものを教えてください。

A11 : 当制度での公的資料について以下に示します。詳細は、要領（P13）を参照してください。

- ①写真付公的資料（原本または公的資料の原本確認証明書を使用）
 - a. 運転免許証（原本確認証明書を使用する場合は臓器提供意思表示欄にマスキングを行う。）
 - b. 旅券（パスポート）（日本人の場合、漢字氏名が自署のみであり、その確認のため、②又は③に示す公的資料のうち一種類を添付する。）
 - c. 運転経歴証明書（2012年4月1日以降に交付で交付日から5年以内）
 - d. 特別永住者証明書
 - e. 在留カード（就労が可能であることを確認できる場合に限る。）
 - f. その他これらに相当する書類（写真付きであって、有効期限があり定期的に更新されるもので、国または地方自治体（またはその機関）が発行したもの。）
- ②写真付公的資料（公的資料の原本確認証明書を使用）
 - a. マイナンバーカード（個人番号カード）（手帳発効機関への原本の直接提示を禁止とし、公的資料の原本確認証明書を作成する。裏面のコピーは厳禁とし、臓器提供意思表示欄にマスキングを行う。）
- ③上記の写真付公的資料を保有していない場合（下記の証明書2種類以上）
 - a. 住民票または住民票記載事項証明書
（いずれも発行日から3ヵ月以内のもので、マイナンバーの記載がないものに限る。住民記載事項証明書については、氏名、生年月日および性別が記載されていること。）
 - b. 資格確認書（被保険者等記号・番号を読み取れないように申請事業者がマス

キングを施したもの)

- c. 運転経歴証明書(2012年4月1日以降に交付で交付日から5年を超えるもの)
- ④手帳発行申請時に公的証明として使用できないもの
- a. 年金手帳
 - b. 住民票 (マイナンバー記載あり)
 - c. 住民票記載事項証明書 (マイナンバー記載あり)
 - d. その他、マイナンバーが記載されている資料

Q12：マイナンバーカードは、手帳発行申請時の公的資料として使用できますか。

A12：令和5年4月1日より、マイナンバーカードを公的資料として使用することが可能となりました。

マイナンバーカードを使用する場合は、本人立ち合いのもと表面のみコピーし、裏面のコピーは厳禁としますが、事業者ではなく本人にコピーさせる場合は、事業者がコピーと原本の照合を行い、コピーが原本のコピーに相違ないことを確認してください。その際、臓器提供意思表示欄にマスキングを施すようにしてください(マスキングを施した専用ケースに入れた状態でコピーも可)。

Q13：原本確認証明書は原則カラーコピーとのことですが、白黒コピーでもよいですか。

A13：本人の顔を確認する為に、原則カラーコピーとしていますが、白黒コピーでも(写真モード等を使用して)本人の顔が鮮明に確認できることを手帳発効機関の担当者が判断できれば、受け付けします。

Q14：パソコンに運転免許証の画像を取り込んで原本確認証明書を作成してもよいですか。

A14：パソコンに運転免許証を画像として取り込んで原本確認証明書を作成すると、パソコンで画像を加工することができる為、本制度では認めていません。原本確認証明書での公的資料のコピーについては、原本確認証明書の注意書に記載してある通り原本確認証明書に公的資料の原本を載せてコピーを取った1次コピーのみになります。

1-4 継続発行、再発行、合併、個人識別登録統合について

Q15：放管手帳の継続発行または再発行をしたいがどうすればよいですか。

A15：上記Q1-A1の新規発行と同様の申請になります。

Q16：G欄が3月中旬でいっぱいになってしまいました。継続発行した新手帳のG欄には今年度分を書き写さなければいけないのですか。

A16：放管手帳は、発行された年度の4月1日に遡って記入することになります。従って今年度分に関係するD欄、F欄、G欄、H欄を転記することになります。詳細は要領(P106~P116)を参照してください。

Q17：放管手帳の継続発行を申請したいのですが、手帳発効機関から、継続発行するには

放管手帳の記入漏れを埋めて欲しいと言われました。前の雇用事業者の記入漏れまで当社が責任を持つ必要があるのですか。

A17：従業員の被ばく管理については、現雇用会社の責務となります。従いまして、前の雇用会社に連絡し抜けている箇所を追記して貰うか、手帳発効機関で経歴照会するなど必要な情報を入手し抜けている箇所について追記してください。

Q18：放管手帳の継続発行申請をしたいのですが、今の放管手帳が何冊目かわかりません。どうすればよいですか。

A18：放管手帳の冊数については、手帳発効機関で記入しますので申請事業者が記入する必要はありません。

Q19：手帳の再発行申請をしたいのですが、H欄の教育歴が再記入できないので、もう一度教育が必要と言われましたが、必要ですか。

A19：教育実施の記録は3年間保管であることから、雇用会社の教育訓練についての担当部署に記録がないか確認してください。3年以上経過している場合や不明である場合には、再教育を実施する必要があります。

Q20：再発行後に前の手帳が出てきました。昔の記録がたくさん記入されている前の手帳を使いたいのですが、可能ですか。

A20：紛失した放管手帳が発見されたとのことですが、再発行した放管手帳（新手帳）での運用を既に開始している場合には、原則として現在使用している新手帳での運用となります。さらに発見された旧手帳と現在使用している新手帳を手帳発効機関に合併申請する必要があります。また、新手帳での運用を開始していない場合には新手帳について取り消す場合もあります。今回再発行した手帳発効機関にご相談ください。詳細は要領（P34、P35、P128）を参照してください。

Q21：同じ人が、昔異なった中央登録番号をもって働いていたことが分かりました。昔の番号にも線量登録があり、今の手帳も取得して2年ほど経っています。どうしたらよいですか。

A21：1人に2つ以上の中央登録番号で管理されていたことが判明した場合には、手帳発効機関に合併申請することになります。詳細は要領（P34、P35）参照してください。

1-5 移行発行、旧様式手帳の取扱いについて

Q22：昔、青手帳を持って原子力発電所で働いたことがありますが、また、原子力発電所で働くことになりました。手帳の再発行手続きを教えてください。

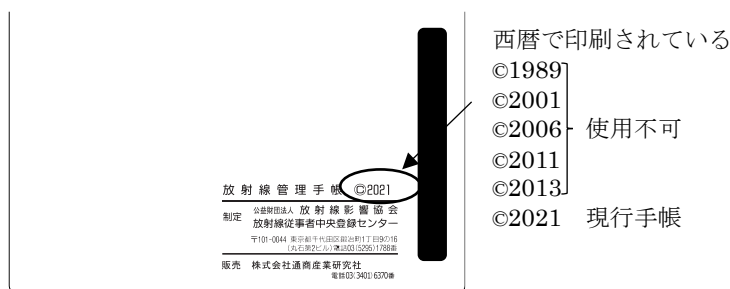
A22：青手帳以降に移行発行していない場合は、手帳発効機関で再発行ではなく移行発行することになります。発行の流れはQ1-A1の新規発行と同様になります。

Q23：かなり以前の放管手帳を持っているのですが、何年前の手帳なら今でも使用でき

ますか。

A23：放管手帳は、法令が改正された場合等、必要に応じて改訂されています。現在お手持ちの放管手帳が使用できるかについては、下記「手帳の見方（手帳の裏表紙）」を参照してください。詳細は要領（P38）を参照してください。

「手帳の見方（手帳の裏表紙）」



2. 放管手帳の記入について

2-1 放管手帳の「A. 個人識別項目」

Q24：漢字氏名を簡易な字体を用いて記入してもよいですか。

A24：放管手帳の氏名漢字には、公的資料に記載されている漢字を記入することが原則となります。ただし、本人が公的証明書と字体の異なる漢字等を使用したいと申し出た場合には、字体の異なる漢字での申請を認めています。詳しくは発行申請する手帳発効機関にお問合せください。

Q25：放管手帳の氏名に使い慣れた「通称名」を使用できますか。

A25：通称名で手帳を発行するためには、公的証明書により「本名」と「通称名」の両方を確認できることが必要です。公的証明書（写真付きの場合は1点、写真付きでない場合には2点以上）に通称名と本名が併記されている場合で、本人が通称名での発行を希望した場合には、通称名で発行することができます。詳細は要領（P12、P56）を参照してください。

Q26：結婚等で姓が変更になった場合の変更手続きについて教えてください。

A26：手帳発行申請書で変更申請することになります。

①「手帳発行申請書」を㈱通商産業研究社から購入してください。

↓

②手帳発行申請書（変更申請）を作成してください。

手帳発行申請書（4枚綴り）に必要事項を記入してください。

「本人の同意」については、本人に手帳発行申請書の裏面の記載内容を理解させたうえで、必ず本人による署名捺印をさせてください。

↓

③「公的資料」または「公的資料の原本確認証明書」を準備してください。

運転免許証の裏書に氏名変更の記述があるもの等、公的資料で、旧姓、現姓が確認できるものを準備してください。「公的資料の原本確認証明書」で申請する場合には、Q1-A1 の『④「公的資料」または「公的資料の原本確認証明書」の準備』の方法で作成してください。

↓

④放管手帳の変更申請

作成した手帳発行申請書（変更申請）と③で準備した「公的資料の原本」または「公的資料の原本確認証明書」と現在使用している放管手帳を持参して、手帳発効機関に申請してください。

詳細は、要領（P104）を参照してください。

Q27：放管手帳の姓を「旧姓」で発行することはできますか。

A27：旧姓で手帳を発行するためには、公的証明書により「旧姓」と「現姓」の両方を確認できることが必要です。公的証明書（写真付きの場合は1点、写真付きでない場合には2点以上）に現姓と旧姓が併記されている場合で、本人が旧姓での発行を希望する場合には、旧姓で発行することができます。詳細は要領（P12、P54）を参照してください。

Q28：結婚して姓が変わりました。放管手帳は「旧姓」のまま使用したいので何もせずそのまま使用を続けてよいですか。

A28：当制度では、「旧姓」での登録運用を認めています。戸籍上の「現姓」についてもシステムに登録する必要があります。必ず旧姓使用の申請をしてください。（申請についてはQ27-A27と同じです）

Q29：外国人で姓（ファミリーネーム）がない場合はどうしたらよいですか。

A29：姓（ファミリーネーム）がない場合については、放管手帳のフリガナ欄に公的証明書に記載の英字をそのまま記入してください。ただし、最大マス数が16文字であるため、16文字を超えた場合には、17文字以降は記入する必要はありません。氏名欄には、その国の表現方法（文字）を用いて、楷書または活字体でフルネームを記入してください。

詳細は、要領（P56、P57）を参照してください。

Q30：外国人の名前を英字で記入すると30文字くらいになるのですが、どうしたらよいですか。

A30：英字での記入については、以下のルールで記入することになります。

フリガナ欄には、姓（family name）を先頭にし、個人名（first name、middle name）は頭文字のみとして記入してください。また氏名の区切りはピリオド「.」を使用してください。ただし、最大マス数が16文字であるため、16文字を超えた場合には、17文字以降は記入する必要はありません。氏名欄には、その国の表現方法（文

字) を用いて、楷書または活字体でフルネームを記入してください。
詳細は、要領 (P56、P57) を参照してください。

Q31：放管手帳に貼る写真が眼帯（または茶髪、ピアス）をしているのですが、問題ありませんか。

A31：公的資料の写真を確認してください。例えば公的資料の写真でも眼帯をしている場合には、プライバシー問題もあることから、眼帯をしたままでの写真を使用しても問題ありません。眼帯が一時的な着用である場合には、外した状態で写真を撮り直してください。茶髪、ピアス等の場合は、公的資料の写真と比べて容易に同一人と確認できない場合には、証明写真としては不向きであるといえます。

2-2 放管手帳の「B. 放射線管理手帳の発行歴」

Q32：B欄は事業者で記入する必要があるのでしょうか。

A32：B欄は手帳発効機関が記入する欄なので事業者は、記入しないでください。

Q33：指定緊急作業従事者であった場合の放管手帳の記入確認について教えてください。

A33：放管手帳発行時（継続、再発行、変更含む）に「B. 放射線管理手帳発行歴」に指定緊急作業従事者であること、および「SK×× ○○○○○○○○」が記入されます。SK以下の数値は線量区分を表しています。なお、指定緊急作業従事者であった者に対しては、厚生労働省より被ばく線量に応じた健康診断を受診させることが、雇用会社に求められておりますので、指定緊急作業従事者であるにも関わらず記入がなされていない場合には発行した手帳発効機関に申し出てください。

指定緊急区分	緊急作業の線量範囲
SK0	50mSv 以下
SK50*	50mSv 超え 100mSv 以下 (※)
SK50	50mSv 超え 100mSv 以下
SK100	100mSv 超え 250mSv 以下
SK250	250mSv 超え

※：平成24年3月末に50mSvを超えた者（平成23年12月末に超えた者を除く）

2-3 放管手帳の「C. 個人識別項目の変更」

Q34：C欄は事業者で記入する必要があるのでしょうか。

A34：C欄は手帳発効機関が記入する欄なので事業者は記入しないでください。

2-4 放管手帳の「D. 個人異動経歴」

Q35：継続発行または再発行時に、以前に働いていた会社の異動経歴も記入する必要がありますか。

A35：発行した年度の4月1日に所属しているものから記入することになります。詳細

は、要領（P106、P108）を参照してください。ただし、4月1日に効力を有する記録ではないが、関連する記録と判断した場合には、それ以前であっても転記してもよいことになります。詳細は、要領（P117）を参照してください。

Q36：派遣、出向時の記入の仕方について教えてください。

A36：他事業者に出向（派遣）する場合には、

- ①「事業所名」欄に出向元（派遣元）の事業者名、「入社等」欄の「年月日」「記入者所属」が記入してあることを確認してください。
 - ②「退社等」欄の「年月日」欄を2行に分けて、上段に「出向（派遣）」と記入し、下段に「年月日」を記入。「記入者所属」欄に記入者の所属を記入してください。
 - ③出向先（派遣先）の事業者は、次行の「事業所名」に出向先（派遣先）の事業者名を記入し「入社等」欄の「年月日」欄を2行に分けて、上段に「出向受入（派遣受入）」と記入し、下段に「年月日」を記入。「記入者所属」欄に記入者の所属を記入してください。
 - ④出向（派遣）を解除した際には、「退社等」欄の「年月日」欄を2行に分けて、上段に「出向解除（派遣終了）」と記入し、下段に「年月日」を記入。「記入者所属」欄に記入者の所属を記入してください。
- 詳細は、要領（P72）を参照してください。

Q37：除染の作業員は、何回も雇用主を変えている者がいますが、これではD欄がすぐに一杯になってしまいます。どうしたらよいですか。

A37：放管手帳の継続発行については一杯になるかまたは、一杯になる恐れがある場合と定義されています。記入欄が不足になれば継続発行することになります。

2-5 放管手帳の「E. 被ばく前歴」

Q38：「a. 本手帳発行前年度までの個人線量の記録」記入の仕方がわからないので教えてください。

A38：放管手帳を発行した年度の前年度までの記録を記入します。

①（昭和63年度以前）欄について

昭和63年度以前に放射線業務に従事したことがある場合には、「従事を開始した年月日」および「その期間の実効線量の合計値」をミリレム単位で記入します。昭和63年度以前に放射線業務に従事をしたことがない場合には、線量欄に「前歴なし」と記入してください。

②（1989年度（平成元年度）以降）欄について

「1989年度」から「手帳発行前年度まで」の個人線量を記入する欄になります。さらに直近4年間については、年度毎の個人線量を記入します。

1989年度以降に放射線業務に従事したことがある場合には、「従事を開始した年月日」から「本手帳を発行した前年度まで」の期間および「その期間の実効線量の合計値」をミリシーベルト単位で、さらに「直近4年間の年度毎の個人線量」を記

入します。

本手帳を発行した前年度までに放射線業務に従事をしたことがない場合には、線量欄に「前歴なし」と記入し、「直近4年間の年度毎の個人線量」の枠については空欄ではなく黒斜線で消してください。詳細は、要領（P60～P65）を参照してください。

Q39：事業者ですが、雇用した作業者の前歴が不明なので、どうすればよいですか。

A39：雇用会社が従業員の被ばく前歴を調査する為に手帳発効機関で経歴照会（有料）ができます。詳しくは手帳発効機関にお問合せください。

Q40：E欄から緊急作業線量記入欄がなくなりましたが、緊急作業線量はどうすればわかりますか。

A40：事業者が緊急作業線量を確認する場合には、手帳発効機関に「経歴照会」を依頼してください。

Q41：手帳の継続発行の際の、「E. 被ばく前歴」の「a. 本手帳発行前年度までの個人線量の記録」欄の記入方法について教えて下さい。要領では、平成元年度以降、手帳発行前年度末までの個人線量を記入する際、上段に放射線業務の開始年月日を記入することになっていますが、放射線業務開始年月日とは、G欄の測定期間年月日ですか。それとも、指定日ですか。

A41：旧手帳のG欄の測定期間年月日の開始日を記入して下さい。

(旧手帳)

G. 被ばく歴および原子力等施設での従事者指定・解除 単位：ミリシーベルト

測定期間 年 月 日	実効線量			等価線量		施設名	指定・解除 年 月 日	記入者所属
	測定値	外部被ばく	内部被ばく 〔注1〕	水晶体 皮膚	その他の 臓器〔注2〕			
1 124.26	0.18	0.2				〇〇電 ◇◇	指 124.25	日本橋工業
2 124.30			解 124.30	△△-放射線				
3 125.7	0.45	0.5				〇〇電 □□□	指 125.6	日本橋工業
4 125.31			解 125.31	△△-放射線				
5 126.1	従事せず						指	日本橋工業
6 128.30	従事せず						解	△△-放射線
7	従事せず						指	
8	従事せず						解	
9	従事せず						指	
10	従事せず						解	
11	従事せず						指	
12	従事せず						解	

旧手帳のG欄の測定期間年月日の開始年月日をE欄の放射線開始年月日として記入

E. 被ばく前歴

a. 本手帳発行前年度までの個人線量の記録 b. 本手帳発行後の年度別実効線量

(昭和63年度以前) 単位：ミリレム 単位：ミリシーベルト

17	昭和・平成 年 月 日～昭和63年度末	前歴なし (X)		
18				
19	(平成元年度以降) 単位：ミリシーベルト			
20	平成 12 年 4 月 26 日～平成 23 年度末	1.66 (17 X)		
21				
22	20 年度	0.37 (3 X)		
23	21 年度	従事せず (X)		
24	22 年度	0.68 (3 X)		
25	23 年度	0.40 (2 X)		

年 度	実効線量
年度	(X)
年度	(X)
年度	(X)
年度	(X)
年度	(X)
年度	(X)

Q42：令和8年4月2日に継続発行する場合、G欄の3月の線量が4月20日にならないと確定しません。この場合、E欄の令和7年度の実効線量を記入することができません。どのようにしたらよいですか。

A42：旧手帳は通常の方法により閉鎖処理しますが、その際、E欄の令和7年度の実効線量は空欄にしておいてください（G欄も同様）。被ばく線量値が確定したら事業者が責任をもって記入してください。

なお、この状態（暫定線量の状態）で、次の原子力事業者で従事する場合は、継続発行後の手帳と旧手帳（閉鎖手帳）の両方を携行してください。

2-6 放管手帳の「F. 健康診断および事業者による従事者指定・解除」

Q43：指定日、解除日には何を記入すればよいですか。

A43：F欄の指定日、解除日は、雇用事業者(または作業者の労働安全について責任を負う事業者)が作業者を放射線業務従事者として指定した日、および指定を解除した日を記入します。放射線作業従事者に指定するには、雇用会社が法令に基づく教育と健康診断を実施し結果に問題がないことを確認する必要があります。さらに本人に放射線作業従事者として管理開始することを通知し管理を開始した日を指定日として放管手帳に記入します。逆に本人に通知したうえで、放射線作業従事者として管理を外した日を解除日として放管手帳に記入します。詳細は、要領(P78)を参照してください。

なお、G欄の指定・解除年月日は原子力事業者が自社の原子力施設の放射線業務従事者としての指定・解除を行った年月日であり、雇用事業者の指定・解除の年月日を記入するF欄とは異なります。

Q44：健康診断で再検査となった場合の記入は、どのようにすればよいですか。

A44：年月日欄1枠を2行に分けて記入することになります。上段に最初の受診結果を判断した日を、下段に再検査の結果を判断した日を2行に分けて記入することになります。詳細は、要領(P77)を参照してください。

Q45：年度の途中で放管手帳を継続発行した場合、当該年度の4月1日に有効な記録を転記することになりますが、旧手帳で指定した責任者が既に異動で在籍していない場合にはどうすればよいですか。

A45：従事者指定が継続中の場合で、指定した責任者が異動している場合には、現在の責任者の印を用いてください。なお、指定・解除済の記録で指定した責任者が異動しており押印できない場合には現在の責任者の印を用いるかⓂと記入してください。詳細は、要領(P78、79)を参照してください。

Q46：出向社員の場合、事業者による従事者指定および指定解除、電離健康診断は出向元、出向先のどちらが行えばよいですか。

A46：出向社員の場合は、事業者による従事者指定および指定解除および電離健康診断については、出向契約等により、出向元に責任がある場合には出向元が、出向先に責任がある場合には出向先が行うこととなります。

Q47：派遣労働者の場合、事業者による従事者指定および指定解除、電離健康診断は派遣元、派遣先のどちらが行えばよいですか。

A47：派遣労働者の作業に伴う安全管理、健康管理については派遣先が行わなければならないが、事業者による従事者指定および指定解除並びに電離健康診断については、派遣先が行うこととなります。

Q48：「F. 健康診断および事業者による従事者指定・解除」欄の検査項目の、A、BとC、Dを別々の日に受診している場合、「指定・解除」の指定年月日はどちらの行の検査項目に合わせたらいですか。

A48：最後に受診した日（年月日）の行に合わせて指定年月日を記入してください。

F. 健康診断および事業者による従事者指定・解除				指 定 ・ 解 除	
電 離 放 射 線 健 康 診 断				指 定 ・ 解 除	
年 月 日	検 査 項 目 注 1)	結 果 注 2)	記 入 者 所 属	年 月 日	事 業 者 印
1	A B	Y	日本橋工業 横浜総務課	指	
2				22.5.23	
3	C D	Y	室町産業 ◇◇安全課	指	(株)室町産業 本店・労務部長 
4				22.6.5	
5				指	
6				解	
7				指	
8				解	
9				指	
10				解	
11				指	
12				解	

Q49：新しく入社した会社での従事者指定時の健康診断が前所属会社で実施した同一健康診断結果を採用している場合には、改めて記載を省略できる運用を認めてよいですか。

A49：事業者によって法的解釈が異なり、雇用主が替わった場合は健康診断を必ず行っている事業者と、雇用主が替わっても前雇用主が実施した健康診断が有効な場合は記載を省略（blank）をしている事業者があります。従って、雇用主の判断によることとなります。

2-7 放管手帳の「G. 被ばく歴および原子力施設での従事者指定・解除」

Q50：手帳発効機関から出力された経歴照会の結果以外の被ばく線量（登録管理制度の参加施設以外で受けた被ばく線量）については、放管手帳に記入しなくもよいですか。

A50：職業上被ばくしたすべての実効線量および等価線量を記入するもので、原子力事業所以外（RI 事業所、非破壊検査会社等の場合は、実効線量および等価線量、除染等事業者の場合は、実効線量および水晶体等価線量）および外国の施設（実効線量および等価線量）についても漏れのないように記入してください。詳細は、要領（P84）を参照してください。

Q51：G欄の線量の記入ミスをしてしまいました。事業者が勝手に直してもよいですか。

A51：D欄～I欄までは、原則雇用会社が記入することになります。従いましてG欄の誤記入についての訂正は訂正のルールに従って雇用事業者が訂正することになります。詳細は、要領（P104、P105）を参照してください。

Q52：外国の原子力発電所で実施した放射線作業を、手帳にはどのように記入したらよいですか。

A52：放管手帳には職業上被ばくしたすべての被ばく線量を記入することになります。従って放管手帳には、外国での原子力発電所の被ばく線量結果（実効線量および等価線量）についても必ず記入してください。施設名に外国での施設名を記入する以外、日本の原子力施設での記入方法と変わりはありません。

Q53：外国の原子力発電所で受けた線量は、登録管理制度に登録できますか。

A53：被ばく線量登録管理制度は、日本の原子力事業者が自社施設における被ばく線量記録の登録・引渡しを行う制度ですので、外国の原子力発電所で受けた線量の登録・記録の引渡しはできません。ただし、当協会では、雇用事業者から電離則上の被ばく線量記録の引渡しを受け、保管する業務を行っておりますので、詳しくは当協会 放射線業務従事者中央登録センター R I 記録等管理課までお問合せください。（TEL：03-5295-1790）

Q54：除染電離則には、水晶体等価線量の評価を義務付けていません。なぜ、放管手帳には除染業務での水晶体等価線量を記入する必要があるのですか。

A54：除染電離則では、水晶体等価線量の算定、記録することについては義務付けられていませんが、原子力発電所や事故由来廃棄物処理施設など水晶体等価線量の管理を行う必要のある施設の事業者が、除染等業務および特定線量下業務に従事していた者の水晶体等価線量の被ばく前歴を把握する方法として、厚生労働省は「当該期間の実効線量を当該期間の眼の水晶体の等価線量とみなすこと」※と明示しています。放管手帳は、従事者の被ばく線量を事業者から事業者へ提示することを目的の一つとしていることから、除染業務の従事期間においても水晶体等価線量を記入する運用といたしました。

※ 基発 1027 第 4 号（令和 2 年 10 月 27 日）厚生労働省労働基準局長通達「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等について」

Q55：同一人が同時期に複数の原子力発電所に従事することはできますか。

A55：異なる電力会社の原子力発電所では、管理が複雑になるため同時期に重複して原子力等施設での従事者指定は認められないのが普通ですが、同じ電力会社での異なる原子力発電所や、近隣地区にある原子力発電所の場合には、異なる電力会社であっても重複指定を認めている場合があるため、原子力発電所の放射線管理部門にご相談ください。詳細は要領（P80～P82）を参照してください。

Q56：同一人が同時期に除染業務と原子力発電所に従事することはできますか。

A56：原子力施設と除染等業務の事業場で同時期に作業を行った場合、従事した業務ごとに区別した作業員の被ばく線量の測定（評価）が困難になりますので、同時期の従事は避けて頂きたいと思えます。

ただし、個別の被ばく線量管理が確実にできる場合であって、原子力施設の事業者と除染等業務の元請事業者双方の理解が得られている場合は、この限りではありません。

Q57：原子力施設の従事者指定の解除時に、WBC、Bio、計算の3種類の測定方法を用いて内部被ばくの測定を行いました。手帳には測定を実施したすべての検査結果を記入するのですか。ただし、最終的には計算法を用いて実効線量を算出しています。

A57：手帳には正式な評価結果となる測定方法（この場合は、「C」：計算）を記入して下さい。

2-8 放管手帳の「H. 放射線防護教育歴」

Q58：放射線防護教育は何年間有効なのですか。

A58：労働省告示（特別教育）については法令で「教育実施の記録は3年保管」と定められていることから3年間を有効としています。放射性同位元素等の規制に関する法令関連については「1を超えない期間で教育を実施する」と定められていることから1年間を有効としています。

3. 放管手帳の返却に関することについて

Q59：放管手帳を退職者に返却したいが、連絡がつかない場合どうしたらよいですか。

A59：今後、本人から連絡があるまで適切に保管してください。

Q60：手帳の保管は、事業者が行うことにしていますが、手帳の所有権はだれにあるのですか。

A60：平成17年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」が施行されました。これを機に、放射線管理手帳制度では、手帳の所有権を明確にするため、手帳を個人の所有とし、自己責任を持たせ管理させることが必要と考え、手帳は本人のものとなりました。放射線業務に従事している間は事業者が放管手帳の保管管理を行い、本人が退職等で事業所を離れる際には事業者から本人に放管手帳を返却することになります。

4. 放管手帳の閉鎖に関することについて

Q61：社員が退職することになりました。手帳の閉鎖はどのようにすればよいですか。

A61：社員が退職する際に放管手帳を閉鎖する必要はありません。雇用会社でD欄の退職日等、G欄の雇用期間中の被ばく線量を記入し、そのまま本人に返却してください。さらに、返却したことを明確にする為に受領書を受け取ってください。

Q62：社員が亡くなりました。手帳の閉鎖はどのようにすればよいですか。閉鎖した手帳

はどう処理したらよいですか。

A62：社員が亡くなった場合には、雇用会社が閉鎖処理し遺族に返却する必要があります。

①表紙

氏名下の空白に大きく朱字で「閉鎖」と記入する。

②「A. 個人識別項目」欄

フリガナ、氏名付近に大きく朱字で「閉鎖」と記入する。

③「B. 放射線管理手帳の発行歴」欄

年月日：閉鎖処理した年月日を西暦で記入する。

発行等：閉鎖と記入し、併せて（ ）書きにより理由を記入する。

放射線管理手帳発効機関：余白を朱字または黒ボールペンの斜線で消す。

余白：余白を朱字またはボールペンの斜線で消す。

④その他の欄（C～I）

記入後の余白欄および未使用ページを朱字または黒ボールペンの斜線で消す。

詳細は要領（P130）を参照してください。なお、返却したことを明確にする為に受領書を受け取ってください。

5. 放管手帳の訂正について

Q63：記入すべき記録を抜かして記入してしまいました。どうすればよいですか。

A63：以下のいずれかの方法を用いて訂正してください。

①誤記入した箇所を朱 2 線で抹消し黒色で付近に正しい値を記入し、インデックス番号を朱色で記入してください。さらに I 欄に「記入抜けの為、訂正」等理由を記入してください。

②記入のある最終行の次の行に抜けた内容を記入し、インデックス番号を朱色で記入してください。さらに I 欄に「記入抜けにより異なる順番で追記」等の理由を記入してください。

詳細は、要領（P104、P105）を参照してください。

Q64：手帳発行の際に、A 欄の記入を間違っていました。訂正すればよいですか。

A64：A 欄の記入を間違えてしまった場合には、運用前の手帳については、訂正はできません。作り直しになります。

Q65：作業員の A 欄の生年月日が間違っていることが判明しました。どうしたらよいですか。

A65：運用開始前の手帳であれば訂正ではなく作り直しになります。運用開始後に判明した場合であれば、手帳発効機関に変更訂正申請することになります。

Q66：手帳の表紙の氏名欄に、シールで名前を作成し貼付してある手帳がありました。また、そのシールは全体が赤色で文字色が黒色でしたが、特に問題ありませんか。

A66：シールは剥がれる可能性があるため余りよいとは言えません。また、目立つ色も余り好ましくありません。しかし、現在の運用では明確な取り決めをしていないため、事業者の管理の仕方に委ねます。

以上